

「第43回全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会」実施要領

1 主 催

静岡地方法務局
静岡県人権擁護委員連合会

2 後 援

静岡県教育委員会
静岡県私学協会
静岡新聞社・静岡放送
NHK静岡放送局
静岡市教育委員会
浜松市教育委員会
清水エスパルス
ジュビロ磐田
藤枝MYFC
アスルクラロ沼津

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 実施方法

静岡県人権擁護委員連合会に所属する人権擁護委員協議会は、地区大会を実施し、優秀な作品を代表作品として静岡県大会に推薦する。

静岡地方法務局及び静岡県人権擁護委員連合会は、地区大会から推薦された代表作品について、審査を行い、表彰するとともに、特に優秀な作品を法務省及び全国人権擁護委員連合会が実施する中央大会に推薦する。

5 応募規定

(1) 対象

静岡県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

なお、国外にある日本国内の中学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒から応募があった場合の取扱いについては、主催者において判断する。

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、学年、氏名及び題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 応募上の留意事項

ア 応募作品は、未発表のものに限る。

イ 応募作品について、本人以外の者による作品の加筆・修正は不可とする。

ウ 書籍やインターネット上のサイト等から、他人の意見や考え方などを引用する場合は、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>) 上にその留意事項等が掲載されているので、十分注意されたい（「人権作文を応募いただく生徒の皆さんへ～人権作文の書き方～」を参照）。

エ 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。

オ 本コンテストにおいては、共生社会の実現へ向けた取組の一環として、外国人や障害のある人との共生等をテーマをとした作品の積極的な応募を求めている。

カ 過去にハンセン病の症状について、誤った認識や情報に基づいた表現が含まれる作品がそのまま入賞・公表された事案が発生するなどしたところ、盗用等の確認のほか、当該作品を対外的に公表した際に、それを目にした関係者等を傷つけることがないか、新たな偏見差別を助長することにはならないかなど、社会に与え得る影響に配慮すること。

(5) 応募方法等

応募作品は、応募する生徒が在学する学校に提出する。

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。パソコン等で作成した場合は、400字詰め原稿用紙設定で印刷したものを提出する。

各学校においては、作品送付書（別紙1）及び作品原本を、学校所在地の市町を管轄する人権擁護委員協議会（別紙2）宛てに送付するが、送付先に変更がある場合、各協議会から学校に追って連絡する。

なお、応募作品の事前審査は不要だが、自主的に内容確認等をするなど、事実上の事前審査を行うことを妨げるものではない。

(6) 応募期限

令和6年9月5日（木）

6 各人権擁護委員協議会における審査及び推薦

(1) 推薦基準

各人権擁護委員協議会は、各学校から送付のあった作品について審査を実施し、各人権擁護委員協議会の代表作品を静岡県大会に推薦する。

なお、代表作品数は、各人権擁護委員協議会における学校からの応募数に応じて、次のとおりとする。

応募総数が500編未満の場合	2編
500編以上1,000編未満の場合	3編
1,000編以上3,000編未満の場合	4編
3,000編以上5,000編未満の場合	5編
5,000編以上の場合	6編

(2) 推薦方法

各人権擁護委員協議会は、代表作品送付書（別紙3）及び代表作品原本を、

静岡地方法務局宛て提出する。

(3) 推薦期限

令和6年10月21日（月）

7 静岡県大会における審査及び表彰

静岡県大会においては、次の審査員による審査を行い、表彰を行う。

(1) 静岡県大会審査員

- 静岡県教育委員会教育政策課人権・教員育成室長
- 静岡新聞社・静岡放送局編集局社会部副部長
- 日本放送協会静岡放送局放送部長
- 静岡地方法務局長
- 静岡県人権擁護委員連合会会長
- 静岡県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員会委員長
- 静岡県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員長
- 静岡県人権擁護委員連合会高齢者・障がい者人権委員会委員長

(2) 静岡県大会表彰

- 最優秀賞（うち1～2編を中央大会に推薦する。）

- ・ 静岡地方法務局長賞 1編
- ・ 静岡県人権擁護委員連合会会長賞 1編

- 特別賞

- ・ 静岡県教育委員会教育長賞 1編
- ・ 静岡新聞社・静岡放送賞 1編
- ・ NHK静岡放送局賞 1編
- ・ 清水エスパルス賞 1編
- ・ ジュビロ磐田賞 1編
- ・ 藤枝MYFC賞 1編
- ・ アスクラロ沼津賞 1編

- 奨励賞 若干数

入賞者には、表彰状及び副賞を贈呈し、応募した生徒にもれなく記念品を贈呈する。

(3) 静岡県大会入賞の発表

11月下旬、各学校に入選者を通知する。

(4) 静岡県大会表彰式

ア 最優秀賞及び特別賞については、令和6年12月中旬に開催する予定の「ふじのくに人権フェスティバル」において表彰を行う。

なお、最優秀賞を受賞した作品（以下「最優秀賞作品」という。）については、同フェスティバルにおいて受賞者本人による朗読を行う予定とする。

イ 奨励賞については、受賞者が在学する学校宛てに表彰状、副賞及び記念品を送付する。

8 作品の取扱い

(1) 応募作品は、返却しない。

(2) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

(3) 応募作品に第三者のプライバシー等の利益に触れる内容があると認められる場合には、応募者本人等が当該第三者に後記(4)の各ホームページ及び作文集等への掲載等の承諾を得るものとする。当該第三者の承諾が得られない場合は、審査の対象とならない。

(4) 入賞作品については、「中学生人権作文集」を作成し、応募者の学校名、氏名及び応募作品を公表する。また、朗読CDを作製し、啓発活動の一環として作文集と併せて県内中学校に配布する。なお、作文集については、静岡地方法務局のホームページに掲出する。また、中央大会において法務事務次官賞以上の賞を受賞した作品については、法務省ホームページ、作文集等において作品の内容を公表する。

なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(5) 作品の公表に当たっては、応募者及びその保護者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とする。

9 その他

(1) 最優秀賞作品については、「第43回全国中学生人権作文コンテスト中央大会（法務省・全国人権擁護委員連合会主催）」へ推薦する。

(2) 中央大会の審査員
有識者

一般社団法人日本新聞協会事務局長
日本放送協会解説委員
文部科学省初等中等教育局視学官
全国人権擁護委員連合会会長
法務省人権擁護局長

(3) 中央大会の入賞発表の日
令和7年1月24日(金)

(4) 表彰

- 内閣総理大臣賞 (1編)
- 法務大臣賞 (1編)
- 文部科学大臣賞 (1編)
- 法務副大臣賞 (1編)
- 法務大臣政務官賞 (1編)
- 全国人権擁護委員連合会会長賞 (1編)
- 一般社団法人日本新聞協会会長賞 (1編)
- 日本放送協会会長賞 (1編)
- 法務事務次官賞 (3編)
- 法務省人権擁護局長賞 (25編程度)
- 奨励賞 (若干編)

(5) 感謝状

以下の中学校等に対して、主催者から感謝状を贈呈する。

- ア 中央大会へ推薦された代表作品の応募者が在学する中学校等
- イ 感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

(6) 中央大会の表彰日

令和7年2月頃

(7) 配布した第42回全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会の作文集又は朗読CDについて、読書の時間や道徳・国語等の授業の教材、給食時間等に校内放送等を活用した取組状況を、別紙4の様式に該当事項を記入の上、令和7年2月4日(火)までに学校所在地の市町を管轄する人権擁護委員協議会(別紙2)宛てにFAX若しくは静岡地方法務局人権擁護課宛てメールにて報告する。

なお、活用方法事例は別紙5のとおりである。

- (8) 作文集又は朗読CDについて、工夫を凝らして実施するなど相当の理由があると認められる中学校に対して、感謝状を贈呈する。

作品送付書（学校→協議会等）

学校名 _____
 Tel (_____) _____

ふりがな
担当教諭 _____

1 応募総数及び提出作品数

(1) 応募総数（生徒から学校に提出された全ての作品）： _____ 編

(2) 学校から協議会へ提出する作品数 : _____ 編

2 送付する作品と応募者（記載は任意とする。）

番号	学年	氏名	作品名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 本表は、「学年」「氏名」「作品名」が記載された適宜の様式で提出いただいても構いません。

御応募いただいた作品の中から静岡県大会に推薦された作品は、人権啓発を目的に作成する人権作文集に、学校名、学年及び作者氏名を載せて掲載しますが、応募者が希望する場合は、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とします。

また、応募期限を令和6年9月5日（木）必着とさせていただきます。

送付先一覧表

中 学 校 所 在 市 町	協議会連絡先
静岡市・焼津市・藤枝市・島田市 ・牧之原市・川根本町・吉田町	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡人権擁護委員協議会 TEL 054-254-3555 FAX 054-252-0485
沼津市・三島市・熱海市・伊東市 御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市 小山町・長泉町・清水町・函南町	〒410-0033 沼津市杉崎町6-20 沼津人権擁護委員協議会 TEL 055-923-1201 FAX 055-923-1291
富士市・富士宮市	〒417-0052 富士市中央町2-7-7 富士人権擁護委員協議会 TEL 0545-53-1200 FAX 0545-53-5451
下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町 松崎町・西伊豆町	〒415-8524 下田市西本郷2-5-33 下田人権擁護委員協議会 TEL 0558-22-0534 FAX 0558-22-0539
浜松市・磐田市・湖西市	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎 浜松人権擁護委員協議会 TEL 053-454-1396 FAX 053-451-5448
掛川市・御前崎市・菊川市	〒436-0028 掛川市亀の甲2-16-2 掛川人権擁護委員協議会 TEL 0537-22-5538 FAX 0537-21-6008
袋井市・森町	〒437-0026 袋井市袋井366 袋井人権擁護委員協議会 TEL 0538-42-3545 FAX 0538-42-7590

※E-mail

静岡地方法務局人権擁護課【jinken02_shizuoka_moj_bal@i.moj.go.jp】

代表作品送付書（各協議会→静岡地方法務局）

〇〇人権擁護委員協議会

応募校数	校
応募総数	編

番号	ふりがな 題 名	ふりがな 学校名	学年	ふりがな 氏 名	匿名希望
1					
2					
3					
4					
5					
6					

* 学校名・氏名は、表彰状の記載文字となりますので、正しく記載願います。ふりがなも必ず記載してください。匿名希望は「無」「氏名」「学年・氏名」「学校名・学年・氏名」のいずれかを記載願います。

「人権作文コンテスト静岡県大会作文集及び朗読CDの活用」結果について

 中学校

1 実施時期等(複数回実施した場合は、それぞれ記入してください。)

- 人権週間の期間中(12月4日(水)～12月10日(火))に実施
- 上記以外の時期に実施(具体的な実施時期を下欄に記入願います。)
(例:人権作文コンテストの募集時(○月○日)に実施、○月○日に実施予定等)

- 活用できなかった。(活用できなかった理由について、今後の参考のために教えてください。)

例:授業単位の関係から、調整できなかった。

2 実施方法等(複数回答可)

- (1) 活用したもの
- | | | |
|---|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 作文集 | <input checked="" type="checkbox"/> 生徒による朗読 | <input type="checkbox"/> 給食時間 |
| | <input type="checkbox"/> 教員による朗読 | <input checked="" type="checkbox"/> 朝 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 黙読 | <input type="checkbox"/> 授業時間【教科等: _____】 |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> その他【 例:クラスルームのアップ 】 |

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 朗読CD | <input checked="" type="checkbox"/> 給食時間 |
| | <input type="checkbox"/> 全校集会 |
| | <input type="checkbox"/> 授業時間【教科等: _____】 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 人権教室 |
| | <input type="checkbox"/> その他【 _____ 】 |

(2) 朗読等を行う人権作文作品の選定方法

- 生徒 教員 人権擁護委員 その他【 _____ 】

(3) 朗読以外の実施(複数の方法で実施した場合は、それぞれにチェック願います。)

- 人権週間(人権一般)の説明 感想文の提出等 その他【 _____ 】

(4) 工夫した点

例 複数の作品を選出する際、現在や将来の子どもたちが直面すると思われる題材について、偏りがないように選んだ。全校生徒に朗読CDを流す際に、教師が「世界人権宣言」「人権デー」及び「人権週間」の意義や目的について話をした。生徒会活動の一環として行い、朗読とあわせて「朝のあいさつ運動」と「ピンクハート(心があたたかくなる言葉)」の掲示物をつくる。人権について、Free the children、ユニセフから出ている動画で説明してから読書を行いました。

3 学校の生徒数及び参加生徒数

学校全体の生徒数 ( 人) 内、参加生徒数 ( 人)

※ 1人の生徒に対して複数回実施した場合であっても、参加生徒数は1人として計上願います。

4 意見・感想があれば、記入願います。

送付期限: 令和7年2月4日(火)(FAX又はメール)

「静岡県 中学校人権作文朗読事業」取組事例

1 実施時期・実施回数について

- 7月に人権作文の紹介と人権作文を書く動機付けとして実施した。
- 人権週間の前に、人権意識を高めるため全校放送を実施した。
- 人権週間中の3日間、朝読書の時間に実施した。
- 人権週間中、黙食となっている給食の時間に実施した。

2 実施方法について

(1) 教職員における事前準備

- 朗読事業実施について、職員会において事前に教職員に対し実施する旨を周知した上で、朗読CDを使用して、全校放送で放送を行った。
- 各担任教諭が、学級の実態に合わせ、作文を選定し、朗読した。

(2) 朗読を行う作品の選択等

- 人権作文集の中から生徒の実情に合った題材の作品を担当教諭を選定した。
- 自校生徒の人権作文コンテスト受賞作品を題材に全校生徒に対し朗読した。
- 生徒が未来に希望や夢を持てるような作品を選んだ。
- 生徒会役員が「どの作品がより多くの人に響くか」を視点に放送する作品を選んだ。
- 人権作文集の中から生徒が作品を選んだ。

(3) 朗読CDの活用

- 朗読CDを使用して、全校一斉放送で実施した。
- 道徳の時間に朗読CDを活用して実施した。
- 朗読CDを放送する前、放送委員が人権週間に実施することの趣旨を説明した。
- 朗読CDに収録された作品を1日1作品ずつ放送した。

(4) 実施に当たって工夫した点

- 朗読CDを流す前に、担当教諭が生徒に「世界人権宣言」、「人権デー」及び「人権週間」の意義や目的について話をした。
- 中学全体で、放送による朗読CDを行ったが、その前の趣旨説明を生徒に朗読してもらい、終了後に感想の記入を行った。
- 朗読実施前の道徳の授業の中で、朗読に使用する作品に関する内容を取

り扱った授業を行った。その後に朗読CDにより実施した。

- 朗読CDによる実施の前に生徒に放送用の「趣旨説明」を読んでもらい、その意義を生徒に考えさせた。
- 複数の入賞作品を生徒のタブレットに配信し、多くの作文を読めるようにした。
- 給食が黙食のため、その静かな機会を利用した。

(5) 朝の時間を利用しての実施

- 朝の全校集会において教員の読み聞かせで行ったため、全校生徒が同じ場所で集中した雰囲気の中で朗読を聞くことができた。
- 朝読書の時間に、校内放送を利用し、全校生徒を対象に、生徒の代表が朗読した。
- 朝の気持ちが落ち着いた時間に朗読を聞くことで、生徒の心に残った。

(6) 生徒による朗読

- 人権週間の朝の校内放送において生徒会役員が朗読し、各生徒に感想を書かせた。
- 自校生徒の作文を本人が朗読した。
- 人権とは何か、人権週間などについて簡素に教師から全校放送で説明をし、その後、それを受けて生徒が朗読した。

(7) 教職員等による朗読

- 担任の朗読で全クラスが実施するようにし、生徒に感想を書かせ人権への意識が高まるようにした。
- 朝の時間帯に、教員が校内一斉放送により行った。
- 校長先生による全校一斉の朗読により、人権意識を高めた。

(8) 朗読実施後の取組

- 朗読CDを聞いた後に感想を記入させた。
- 朗読内容についての感想を日記に書かせた。
- 作文集のタイトルから読んでみたい作文を各班で選び、読むようにした。そのあと、初めて知ったことや感じたことを各班が発表し、それを聞いて読んでみたいと思った作文を各自で読んだ。
- 朗読後に生徒に感想を書かせた上、それを各種たより（学級、学年たより）に載せて保護者に紹介した。

人権週間に実施する場合の趣旨説明（例）

皆さんは、「人権」という言葉からどんな印象を受けますか。

「なんだか堅苦しくて難しいもの」と考えていませんか。

何も難しいことはありません。

「人権」は、一人一人が生まれながらに持っている権利で、誰にとっても身近で大切なものです。

私たちは、誰もが、自分の命を大切にし、人間らしく幸せに生きたいと願っています。

私たちは、自分の「人権」を大切に思うのと同じように、他の人の「人権」も大切にしなければなりません。

しかし、現実の社会では、残念ながら、「いじめ」や「虐待」など、悲しくて痛ましい人権問題が多く発生しています。

そこで、我が国では、毎年12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、全国各地において、人権に関する様々な活動が行われています。

私たち〇〇中学校では、中学生が人権尊重の重要性と必要性について理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、法務局と人権擁護委員が実施している「全国中学生人権作文コンテスト」の優秀作品を朗読します。

この人権週間に、今一度、「人権」について考えてみましょう。

それでは、朗読します。静かにお聞きください。